

# 仕様書

1 件名 令和6年度高松市南部クリーンセンター余剰電力売却（非バイオマス分）

2 余剰電力量（予定量）

電力量区分			電力量 (kWh)
非バイオマス分	夜間・休日時間帯		138,520
	昼間時間帯	夏季	48,505
		その他季	40,109
合計			227,134

（余剰電力量の詳細については、別表1のとおり）

予定余剰電力量は、運転計画の変更、焼却炉及び発電設備の運転状態又は故障等により変動する場合があるが、高松市（以下「売却人」という。）は、その予定余剰電力量に拘束されるものではなく、何らの義務を負わないものとする。また、予定量にかかわらず、発生した余剰電力量(非バイオマス分)は全量売却するものとする。

3 履行期間

令和6年4月1日午前0時00分から令和6年10月31日午後12時00分まで

4 履行場所

香川県高松市塩江町安原下第3号2084番地1

高松市南部クリーンセンター

5 電気工作物の財産分界点と保安上の責任分界点

四国電力株式会社の橋谷線22N5号柱より引き込んだ南部クリーンセンターの構内柱上に敷設した南部クリーンセンターの区分開閉器の電源側リード線接続点。

6 発電設備

本発電設備は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条第2項の規定に基づき、平成25年2月に再生可能エネルギー発電設備として認定を受けている。

売却人は、買取人の求めに応じて、契約期間中における総発電電力量実績及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく電気事業者排出係数算出のために必要な各種燃料の使用実績等を提出に協力するものとする。

また、非化石価値は、付属しておりません。

## 7 託送供給契約

買取人は、本発電設備と電力系統を連系する一般送配電事業者である四国電力送配電株式会社（以下「託送事業者」という。）と託送供給契約の締結が必要となる場合は、買取人の責任と負担で託送事業者と当該託送供給契約を遅滞なく締結するものとする。

売却人は、発電者として前項の託送供給契約約款を遵守するものとし、買取人が託送事業者と託送供給契約を締結する際に必要な協力を行うものとする。

## 8 余剰電力の計量

余剰電力の計量は、託送事業者が設置する取引用電力量計を介して行うものとする。買取人が独自の計量装置、通信設備等を設置する場合は、売却人の承諾の下、買取人の責任と負担でこれを行うものとする。この契約終了後、又はこの契約の解除後、装置を撤去する場合も同様とする。

取引用電力量計に不具合が生じた場合は、直ちに買取人にその旨を連絡し、その期間内の余剰電力量については、その都度、売却人と買取人が協議して決定するものとする。

## 9 余剰電力の検針及び報告

余剰電力量の検針は、原則として託送事業者が、毎月1日午前0時に前月分の計量を行い買取人に報告する。買取人は、計量結果から季節・時間帯毎に区分別電力量の合計値を算出の上、買取料金を確定し、売却人に文書にて報告するものとする。また、買取人は売却人から契約期間中の検針結果を請求された場合、これに協力するものとする。

## 10 電力量料金

電力量料金の算出に用いる単価は、区分別の単価（消費税相当額を含まない）とする。電力量料金は、区分別の電力量に、単価をそれぞれ乗じて得た金額を合算し消費税率を乗じて1円未満を切り捨てた金額の合計とする。また、区分別の各電力量は、1 kWh 単位とし、小数点以下を四捨五入するものとする。区分別の電力量料金は、1 銭単位まで計算し、電力量料金の合計金額は1円未満切り捨てとする。

## 11 発電側課金

- (1) 令和6年度に導入が予定されている発電側課金については、契約単価に含まないものとし、売却人が一般送配電事業者に対して負担する発電側課金相当分の全額を別途、買取人の負担に転嫁する。
- (2) 売却人が負担する発電側課金の一般送配電事業者への支払業務は買取人が行うこととし、(1)の定めによる売却人から買取人への転嫁相当額を、毎月の電力量料金の支払いにおいて相殺する。
- (3) 発電側課金に係る国の検討において、(1)・(2)と異なる取扱いが示された場合は、売却人と買取人は、本契約における発電側課金の取扱いについて協議する。
- (4) 売却人と買取人は、発電側課金の導入時に、必要に応じて契約変更を行うものとする。

なお、本設備は同時最大受電電力（kW） 850kW

接続送電サービス契約電力（kW） 3,700kW

系統設備効率化割引区分は「A-2」「B-2」適用である。

また、kW課金については、認定バイオマス比率（72.685%）で按分とする。

12 バイオマス比率の通知について

バイオマス比率は毎月のごみ質分析結果により決定し、変動するものとする。売却人は、毎月のバイオマス比率を当該月末までに買取人に通知する。また、バイオマス比率の有効数字は小数点以下第3位（小数点以下第4位を四捨五入）とする。

13 前年度余剰電力量(実績値)等について

前年度の余剰電力量(実績値)に関しては、別表2のとおり。過去の非バイオマス比率に関しては、別表3のとおりである。

14 高松市南部クリーンセンター余剰電力量の概要について

本施設の負荷施設及び発電設備に関しては、以下のとおりである。

(1) 負荷施設及び発電設備について

① 負荷施設

焼却施設 流動床式ガス化熔融炉 100t/24h 3基（脱塩施設を含む）

再生利用施設

（3系統：破砕ごみライン、缶・びん・ペットボトル、プラスチック容器包装）

管理棟・計量棟含む

② 発電設備（焼却施設内）

蒸気タービン発電機 定格出力2,800kW 1基

自然循環式水管ボイラ 3基

(2) 余剰電力の発生条件について

① 3基のボイラのうち2基又は3基が稼働していること

ボイラ1基運転では余剰電力は発生しないが、夜間帯において100kW程度発生する場合がある。

② 再生利用施設が稼働していない時間帯であること

2基又は3基稼働時は、再生利用施設運転中であっても発生する場合がある。

(3) 余剰電力が発生する時間帯について

ボイラ2基又は3基が稼働している場合に余剰電力が発生する。

① 月～金曜日

再生利用施設の稼働時間（9：00～15：00）以外

② 土曜日・日曜日・祝日

終日（時間によっては発生しない場合もある）

(4) 年間計画において余剰電力が発生しない期間について

① 全炉停止

令和2年度実績 5月12日（火）から20日（水）まで

令和3年度実績 5月17日（月）から26日（水）まで

令和4年度実績 5月17日(火)から26日(木)まで  
 令和5年度実績 5月16日(火)から28日(日)まで

② 年末年始期間

令和3年度実績 12/31～1/3 1基運転  
 令和4年度実績 12/31～1/3 1基運転  
 令和5年度実績 12/31～1/3 ※2基運転実施のため余剰電力発生

(5) 定期補修工事外で余剰電力が発生しない場合について

- ① 焼却炉関係の設備機器に補修が必要となる場合
- ② 1基運転となる場合
- ③ 系統連系から発電機を解列する場合(雷注意報発令時の落雷被害予防)
- ④ オキシダント予報・注意報以上の発表があった場合

(6) 定期補修工事外で余剰電力が計画より減少する要因について

- ① 燃焼状態の悪化に伴い蒸気量が減少した場合
- ② ごみ(一般廃棄物)が不足した場合

(7) 余剰電力量の変動について

余剰電力量については運転計画の変更、焼却炉及び発電設備の運転状況又は故障等により増減し、変動するものとする。

【別表1】

余剰電力量(計画値)

令和6年度	夜間・休日 電力量[kWh]	夏季昼間 電力量[kWh]	その他季昼間 電力量[kWh]	計 [kWh]
4月	0		0	0
5月	8,902		5,550	14,452
6月	18,327		10,577	28,904
7月	15,709	10,996		26,705
8月	35,103	21,636		56,739
9月	25,396	15,873		41,269
10月	35,083		23,982	59,065
合計[kWh]	138,520	48,505	40,109	227,134

【別表 2】

## 余剰電力量（前年度実績値）

令和4年	夜間・休日 電力量[kWh]	夏季昼間 電力量[kWh]	その他季昼間 電力量[kWh]	計 [kWh]
4月	27,791		14,664	42,455
5月	147		363	510
6月	12,494		6,204	18,698
7月	17,389	8,883		26,272
8月	15,042	7,307		22,349
9月	23,992	9,874		33,866
10月	40,598		20,217	60,815
合計[kWh]	137,453	26,064	41,448	204,965

【別表 3】

## 非バイオマス比率 [%]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
4月	20.126	14.507	21.572
5月	16.116	24.606	11.138
6月	10.526	22.363	17.679
7月	32.248	39.001	33.633
8月	25.255	41.646	15.306
9月	13.351	33.630	18.155
10月	25.584	22.130	33.409
11月	24.117	33.255	18.236
12月	28.086	42.913	40.802
1月	21.234	28.107	23.086
2月	18.585	26.842	30.213
3月	30.680	20.541	18.962
平均	30.010	29.128	23.516